

和歌山県監査公表2号

令和6年12月13日付け監査報告第18号の監査結果に基づき、知事等から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和7年2月25日

和歌山県監査委員 森 田 康 友
和歌山県監査委員 河 野 ゆ う
和歌山県監査委員 玄 素 彰 人
和歌山県監査委員 山 家 敏 宏

1 伊都振興局地域づくり部

監査実施年月日 令和6年10月17日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
指摘事項 県税の窓口収納事務において、収納した現金とつり銭用資金の合計金額が1万円過多となる事案が発生した。 令和4年度には、同様の事務において1万円過少となる事案が発生しており、複数人による現金の確認に努めるなど一定の対策を講じたにもかかわらず、同様の事案が発生している状況であるため、公金の取扱いについて、組織として実効性のある再発防止策を講じられたい。	指摘事項 令和4年度に続き今年度においても本事案が発生したことを踏まえ、再発防止のため、所属職員のうち現金の取扱権限を有する職員を対象に、次の事項を再度徹底する研修を行った。 ア 現金の收受時は複数人で收受した金種と金額及びつり銭の額を読み上げて確認すること。 イ 現金の収納ごとに納付時刻と受付担当者を記録すること。 ウ つり銭用資金に変動があるごとに、つり銭用資金及び収納金額を確認すること。 エ 管理監督責任者は、業務開始時、昼休憩前及び業務終了時において、つり銭用資金及び収納金額を確認すること。 オ 現金を保管する手提げ金庫について、現金保管責任者と窓口担当者との間で必ず手渡しするとともに、業務終了後は直ちに金庫に保管し施錠すること。

2 伊都振興局農林水産振興部

監査実施年月日 令和6年10月17日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
注意事項 旅費の支出において、通勤自家用車等認定距離及び調整額を誤り、過支給となっている事例があったので、適正に処理されたい。	注意事項 人事異動に伴う通勤届に基づく通勤認定情報が旅費システムで未反映の状態であり、未反映時に必要となる入力怠ったまま旅行命令の申請を行ったため、通勤調整が行われず、780円が過支給となっていた。 当該職員から過支給分の返還を求めるとともに、所属職員に通勤認定情報が未反映となる際の申請方法について周知した。また、通勤届の変更が多くなる人事異動の時期に再度周知を行い、異動のあった職員に対しては別途、注意を行うとともに、決裁時に通勤認定情報の反映状況について特に注意して確認を行う。

3 伊都振興局建設部

監査実施年月日 令和6年10月17日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
注意事項 収入調定票兼収納状況一覧票（事後調定）において、決裁がなされていない事例があったので、適正に処理されたい。	注意事項 決裁権者は決裁書類に決裁漏れがないか注意し、起案者は決裁権者の決裁がなされていることを確認し、適正な事務処理を行うよう、関係職員に周知徹底した。

4 和歌山県農林大学校

監査実施年月日 令和6年10月17日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
注意事項 修繕料において、一件として契約すべきものを根拠なく数件に分割して処理していた事例があったので、適正に処理されたい。	注意事項 契約手続については、和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号）に基づき、適正な事務処理を行うよう、関係職員に周知徹底し、確認体制を強化した。

5 和歌山県立笠田高等学校

監査実施年月日 令和6年10月17日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
注意事項 修繕料の契約保証金免除申請において、契約実績とならない期間のものを実績としている事例があったので、適正に処理されたい。	注意事項 契約保証金免除申請に係る契約実績の確認を確実にを行い、今後は適正な事務処理を行うよう、関係職員に周知徹底した。

6 和歌山県立伊都中央高等学校

監査実施年月日 令和6年10月17日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
注意事項 旅費の支出において、旅行命令を重複して行い、過支給となっている事例があったので、適正に処理されたい。	注意事項 過支給の旅費については、返納手続を行った。旅行命令簿と旅費計算書に相違がないか再確認するとともに、職員等の旅費に関する条例（昭和41年和歌山県条例第34号）等の規定に基づき、適正な事務処理を行うよう、所属職員に周知徹底した。

7 和歌山県橋本警察署

監査実施年月日 令和6年10月17日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
注意事項 損害賠償金及び修繕料の支払を伴う公用車による交通事故が複数発生していたので、今後は、事故防止に留意し、車両の適正な管理に努められたい。	注意事項 運転者のみならず、同乗者による安全確認の徹底を図るため、交通事故防止研修資料（文書、動画）を署員に閲覧させ、交通事故防止の意識高揚を図るとともに、公用車の同乗者が行う安全確認を項目化し、それを確実に実施させることとした。